

児童扶養手当2.5%増 4月分から3年ぶり

物価高反映

厚生労働省は二十日、育児中のひとり親家庭に対する児童扶養手当など福祉関連の手当を、二〇二二年度に引き上げると発表した。二〇二二年の物価上昇（2・5%）を反映させる。物価変動に応じた改定ルールのある手当は毎年度、支給額を見直しているため、引き上げ改定は三年ぶり。

新たな給付額は四月分から適用する。児童扶養手当については、第二子の場合、二二年度比千七十円増の月四万四千四百四十円。第二子は月一万四百三十円（二二年度比二百五十円増）、第三子以降は月六千二百五十円（同百五十円増）となる。

障害がある子どもを育てる親に支給する特別児童扶養手当は、障害が重い一級で、月五万三千七百円（同千二百円増）とする。

原爆被爆者で特定の疾患がある人に支給する健康管

理手当は、月三万五千七百六十円（同八百六十円増）。低年金の人の生活費を支援する老齢年金生活者支援給付金は、四十年間保険料を納めた場合で月五千四百四十円（同百三十円増）となる。